

# 令和6年度 東京湾口航路事務所 事業実施概要

---

令和6年 7月  
国土交通省関東地方整備局  
東京湾口航路事務所

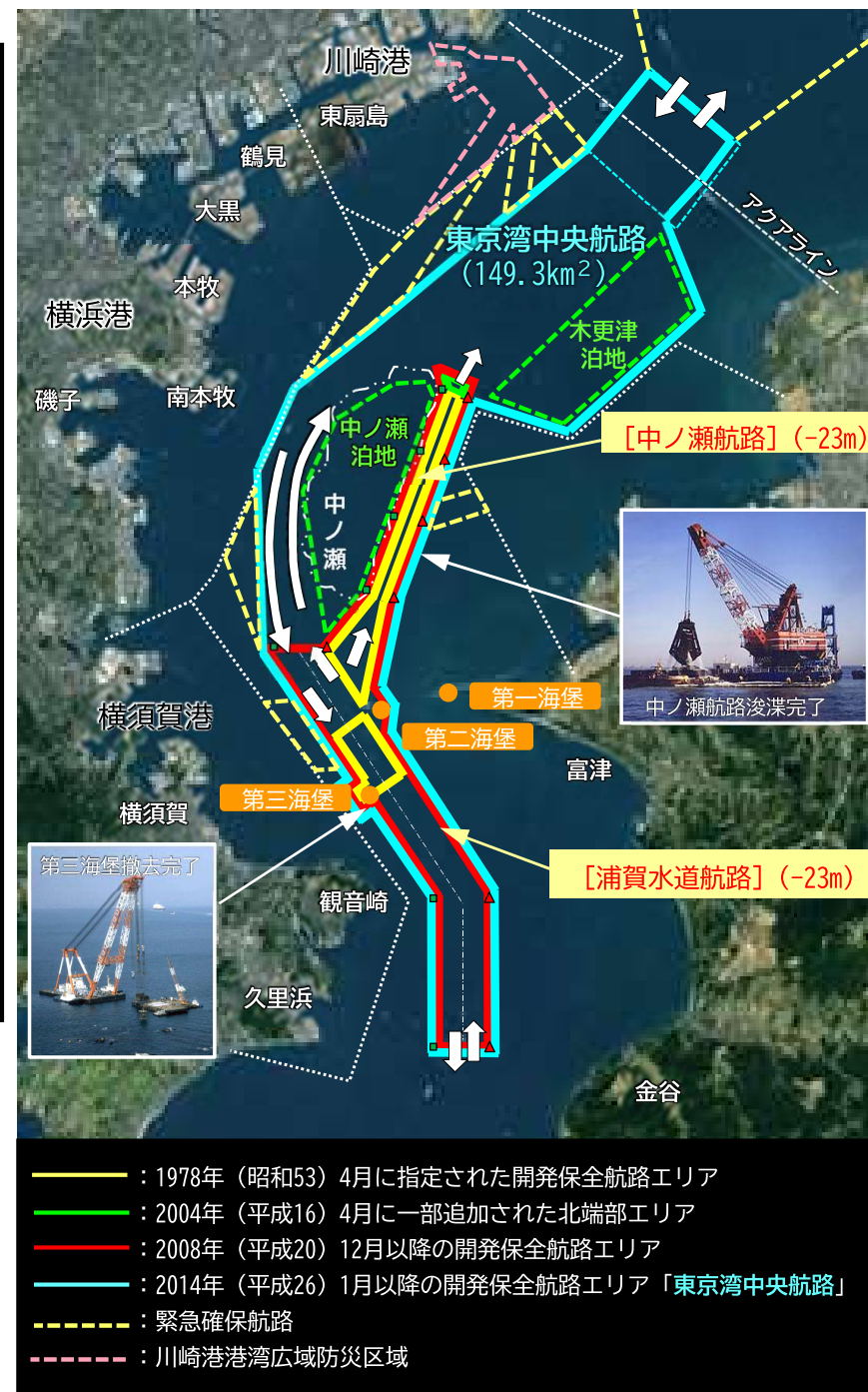
○昭和48年 7月	港湾法一部改正（開発保全航路創設）
○昭和53年 4月	中ノ瀬航路及び浦賀水道航路の一部を開発保全航路に指定 (黄枠)
○平成12年12月	第三海堡の撤去に着手
○平成13年 2月	中ノ瀬航路の浚渫に着手
○平成13年 4月	<b>東京湾口航路事務所を設立</b>
○平成16年 4月	中ノ瀬航路北側海域を開発保全航路に追加 (緑枠)
○平成19年 8月	第三海堡の撤去完了
○平成19年10月	第二海堡の護岸整備（耐震化）に着手
○平成20年 4月	<b>事務所、横須賀港新港町へ移転</b>
○平成20年 8月	中ノ瀬航路の浚渫完了
○平成20年10月	航路調査船「うらなみ」就航
○平成20年12月	水深維持のため開発保全航路を拡大 (赤枠)
○平成23年 3月	東日本大震災発生 (M 9.0 震度 7)
○平成26年 1月	待避水域（中ノ瀬及び木更津泊地）を含めた 開発保全航路に拡大 <b>東京湾中央航路</b> と指定 (青枠)
○平成27年 4月	航路調査船「べいさーち」就航
○令和 6年 4月	<b>千葉港湾事務所から「海洋環境整備事業」が移管</b> 清掃兼油回収船「べいくりん」による清掃活動（継続）

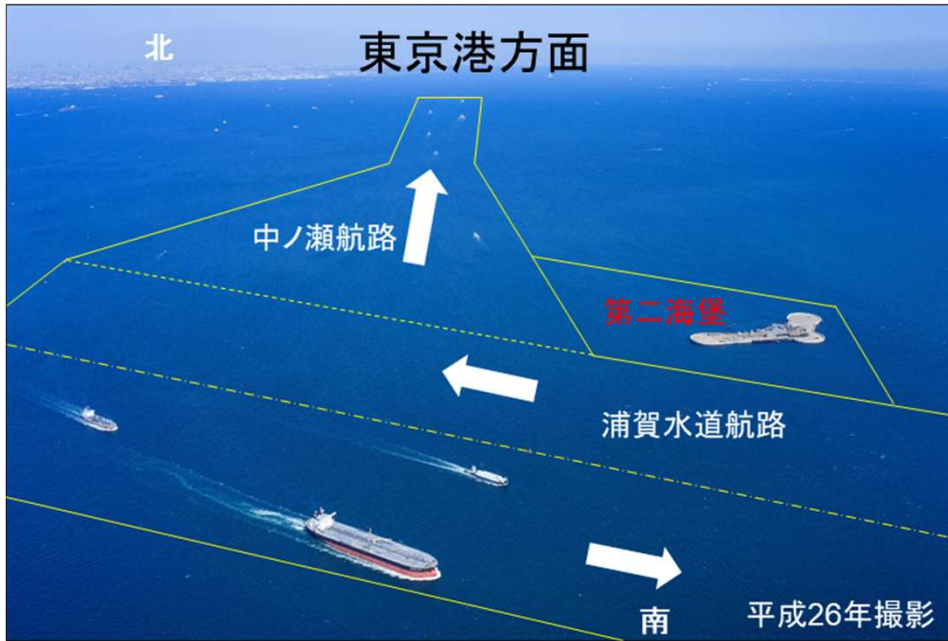
## ■開発保全航路とは

港湾区域及び河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路（その構造の保全並びに船舶の航行の安全及び待避のため必要な施設を含む）。

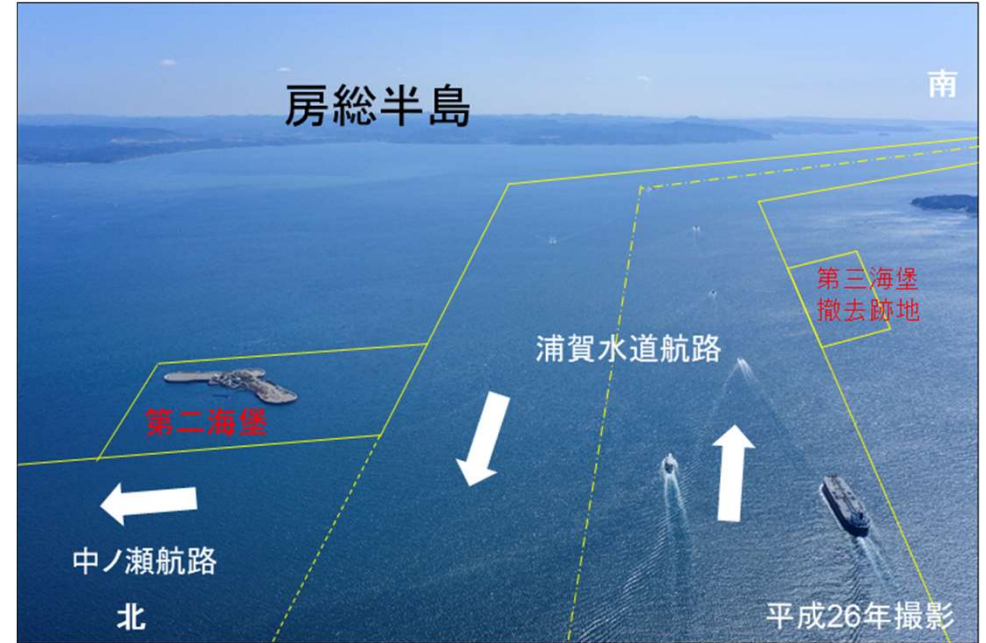
## ■緊急確保航路とは

非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要がある区域の航路。





北方面（第二海堡付近）



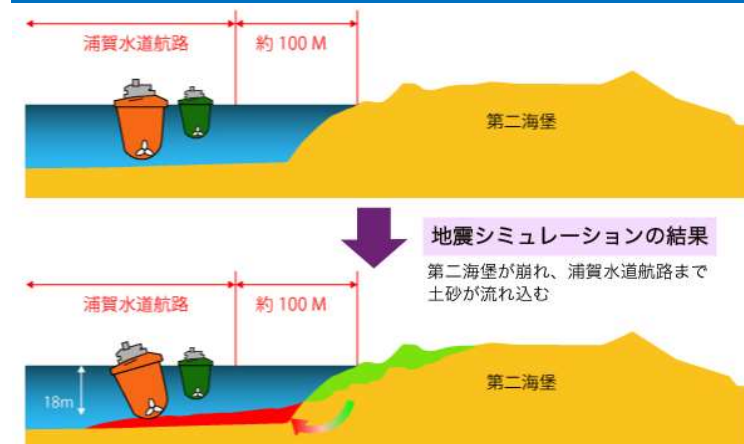
南方面（第二海堡付近）

# 第二海堡整備 (航路保全)

○首都直下地震や東海・東南海・南海地震などの大規模地震により、第二海堡の地盤が液状化し、護岸部が崩れて土砂が航路内に流出することが予測されたことから、航路機能を維持するための「予防保全」として、平成19年10月より第二海堡の護岸整備工事を実施。(令和6年度完了予定)。

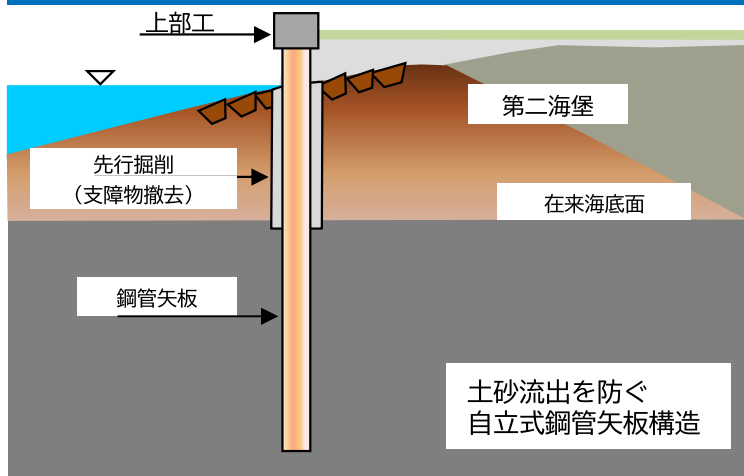


## 地震による航路への土砂流出



大規模な地震により、第二海堡の地盤が液状化し、法面が崩れて土砂が航路内に流出することがおきないように護岸整備を実施

## 護岸部横断図



# 航路監視パトロール (開発保全航路の保全管理)

○開発保全航路（東京湾中央航路）の航路管理者として、同航路内の異常を把握するための監視パトロールや航路水深の確認などを行い、船舶が安全かつ安心して航路を航行できるように、保全管理を実施。

## 管理範囲 (東京湾中央航路)



## 航路調査船 (航路監視、水深確認など)



- 東京湾が閉鎖的な海域であることから、昭和48年から政府が直接「海洋環境整備事業」による清掃活動を開始
- 東京湾内の港湾区域以外の一般海域に浮遊しているごみ・油回収を実施 → 海洋環境整備事業の管轄区域は、約850km<sup>2</sup>
- 令和6年度より「海洋環境整備事業」を所管していた千葉港湾事務所から引き継いで実施

## 浮遊ごみ・油の回収 ~ 美しい海の維持・改善 ~

- 清掃兼油回収船「べいくりん」は、海面を浮遊する流木やごみを回収清掃する機能と、浮遊油を回収防除する機能を兼ね備えた船
- 海を汚し船舶航行の安全を脅かす海上浮遊ごみの回収
  - ・特に台風等の通過後は、河川等から流出した流木等が東京湾へ流れ込み漂流。
  - ・浮遊ごみは海を汚すばかりでなく、海難事故や生態系への影響など、さまざまな問題を引き起こす。



- 海洋生物にも被害を及ぼす、浮遊油の回収作業
  - ・海難事故があった際、船舶の燃料油や積み荷の油類が流出し、周辺環境に多大な影響を及ぼす。
  - ・海上保安部の要請により、油流出事故が発生した場合に油回収にもあたっている。

## 浮遊ごみ・油の回収実績（令和5年度、令和6年度（4～5月末））

(単位：m<sup>3</sup>)

年度	全体回収量	内 訳								
		大きな木材・丸太	小さな木片	草・海草	竹	ビン・カン	ビニール・発泡スチロール	タイヤ等ゴム類	家電類	その他
令和5	61.6	11.8	1.6	41.5	3.4	0.0	0.3	0.1	0.6	2.3
令和6	5.1	0.5	1.7	0.9	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5

油回収の実績ゼロ（海上保安部の要請なし）

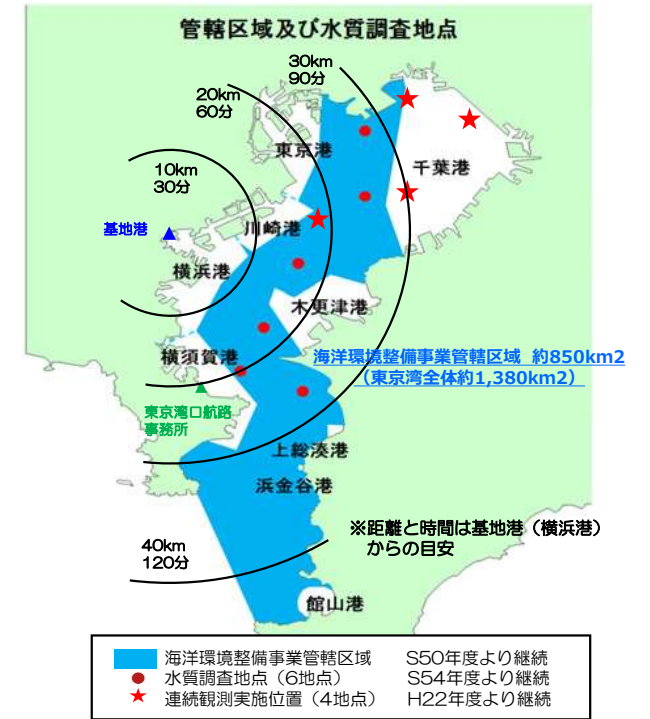


- 東京湾内4ヶ所（★）に環境観測機器（モニタリングポスト）を設置し、水質等の連続観測を実施
  - 観測データは、東京湾環境情報センターのWEBサイト（<https://www.tbeic.go.jp/>）にて公開
  - 水質調査（採水調査含む）は、東京湾内6ヶ所（●）にて月1回実施

### ★モニタリングポスト ～ 環境データの連続観測 ～

- モニタリングポストにおける観測項目 [平成22年度開始～]
  - ・ 水質（濁度、水温、塩分濃度、溶存酸素（DO）、クロフィル）、気象（風向速、気温）、流況（流向、流速）の連続観測を実施。
  - ・ 速報値は、東京湾環境情報センターのWEBサイトで公開。

観測点	①横見川沖	②千葉港口 第一号灯標	③川崎人工島	④浦安沖
項 目	水温、塩分、DO、濁度、クロロフィル (1m間隔：自動昇降式)	水温、塩分、DO、濁度、クロロフィル (固定層)	水温、塩分、DO、濁度、クロロフィル (1m間隔：自動昇降式)	水温、塩分、DO、濁度、クロロフィル (1m間隔：自動昇降式)
	流向、流速 (1m間隔：ADCP)	流向、流速 (1m間隔：ADCP)	流向、流速 (1m間隔：ADCP)	流向、流速 (1m間隔：ADCP)
	風向、風速、気温	風向、風速、気温	風向、風速、気温	風向、風速、気温
観測機器設置状況				



### ●水質調査 ～ 採水調査と合わせた観測 ～

- 観測項目（月1回） [昭和52年度開始～]
  - ・ 調査項目 12項目（内訳は以下のとおり）、調査地点6地点
  - ・ 機器測定（8項目）：水温、水色、透明度、濁度、塩分濃度、溶存酸素（DO）、クロフィル、PH
  - ・ 試料採水（4項目）：化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、全窒素、全リン



調査項目	特徴	調査方法	調査頻度
水温	海洋構造(躍層の形成など)の把握	自動測定装置	月1回  *印の調査項目は、平成15年度から追加した項目
水色*	赤潮や青潮の発生を確認するための指標	目視	
透明度	水のきれいさの指標		
浮遊物質(SS)	生物が生息するための目安	採水・分析	
濁度	濁りの程度を表す指標		
溶存酸素量(DO)	赤潮など異常現象の把握の目安	自動測定装置	
化学的酸素要求量(COD)	有機物汚濁を確認する指標		
全窒素(T-N)*	富栄養化の指標	採水・分析	
全リン(T-P)*			
クロロフィルa*	植物プランクトンなど藻類の存在量の指標		
塩分	海洋構造(躍層の形成など)の把握	自動測定装置	
水素イオン濃度(pH)*	赤潮など異常現象の推察に活用		

# 令和6年度 工事・調査事業計画

形態	事業区分	地区	工事・業務件名	令和6年度												概要他		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
請負	工事	第二海堡	東京湾中央航路東側護岸他付帯工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	第二海堡の護岸他工事 工期：R6.2.9 ~ R7.3.14
		東京湾中央航路	東京湾中央航路深浅測量				■	■	■	■	■	■	■	■	■			当局航路調査船（べいさーち）による中ノ瀬航路、中ノ瀬西方海域及び木更津泊地管理測量 工期：R6.6下 ~ R7.1下
	調査他	中ノ瀬航路 第四号灯標 金田湾 富浦湾	東京湾中央航路連続観測機器管理保守点 検他業務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	中ノ瀬航路第四号灯標、金田湾、富浦湾に設置した水温計保守点検 水温測定：R6.4.1 ~ R7.3.31（年間継続実施） 気中部・水中部点検：1回/月
		第二海堡	東京湾中央航路付帯施設維持管理検討業務						■	■	■	■	■	■	■	■	■	第二海堡の護岸等の点検（陸上・海上目視点検、潜水調査） 工期：R6.9上 ~ R7.2下
		検見川沖 川崎人工島 千葉港口第一号灯標 浦安沖	東京湾連続観測機器保守点検他業務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	検見川沖、川崎人工島、千葉港口第一号灯標及び浦安沖に設置した観測装置保守点検 水温測定：R6.4.1 ~ R7.3.31（年間継続実施） 気中部・水中部点検：1回/月
	海洋環境整備	湾央～湾奥	東京湾水質分析	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	当局油回収兼清掃船等による自動観測装置を用いた水質調査 調査期間：R6.4 ~ R7.3（1回/月程度）
		一般海域 （横須賀港 港湾区域沖）	東京湾中央航路水質分析 （海水採取のみ）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	海水中の放射能測定のための当局航路調査船による海水採取 採水期間：R6.4 ~ R7.3（1回/月程度）
直営	調査	東京湾 （港湾区域外）	東京湾の浮遊ゴミや油を回収	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	清掃兼油回収船（べいくりん）による東京湾の浮遊ゴミや油を回収 浮遊ゴミや油を回収作業：R6.4.1 ~ R7.3.31（年間継続実施）	
	環境整備																	

※注）件名、工期、現場施工期間等は変更となる場合があります。